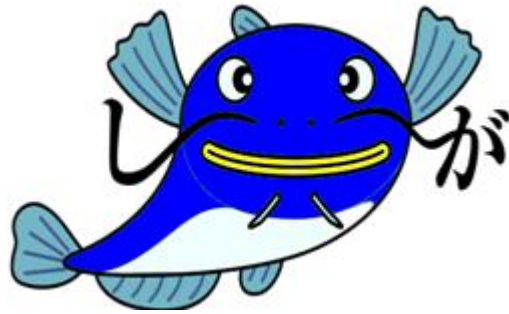


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(組 織 運 営 規 程)



平成 24 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 5 月 8 日一部改定

組 織 運 営 規 程

平成 24 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 5 月 8 日一部改定

(総務と事務局)

第1条 総務部と事務局においては、次の事務を司る。

- (1) 定款、規約および諸規程に関する事。
- (2) 会務の報告に関する事。
- (3) 文書の接受発行に関する事。
- (4) 会議ならびに議事録に関する事。
- (5) 事務所の管理に関する事。
- (6) 職員人事に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの。

(会 計)

第2条 会計においては、次の事務を司る。

- (1) 会計簿の作成および保持に関する事。
- (2) 現金の保管出納に関する事。
- (3) 財政の確立に関する事。
- (4) 年度収支予算の編成に関する事。
- (5) 収支決算書の作成に関する事。
- (6) 毎月の経理状況に関する事。
- (7) 会務執行に必要な借入金に関する事。
- (8) 暫定予算に関する事。
- (9) その他会計に関する事。

(広 報)

第3条 広報においては、次の事務を司る。

- (1) 会誌の編集、発行に関する事。
- (2) ホームページの運営に関する事。
- (3) ホームページを円滑に運営するため、ホームページ委員会をおく。ホームページ委員会の運営規程は別に定める。
- (4) 内外文献に関する事。
- (5) その他刊行物に関する事。

(渉外・情報)

第4条 渉外においては、次の事務を司る。

- (1) 啓蒙宣伝に関する事。
- (2) 関係法規に関する事。
- (3) 待遇改善に関する事。
- (4) 養成機関に関する事。
- (5) 関係団体との連携に関する事。

(6) その他渉外に関する事。

(組織・厚生)

第5条 組織・厚生においては、次の事業を司る。

- (1) 地区の活動に関する事。
- (2) 組織強化に関する事。
- (3) 会の事業に関する事。
- (4) 表彰に関する事。
- (5) 管理運営に関する事。
- (6) その他組織に関する事。
- (7) 無料職業紹介に関する事。
- (8) 高齢退職者に関する事。
- (9) 医療事故および検査苦情などに関する事。
- (10) 会員の親睦、レクリエーションおよび福利厚生に関する事。
- (11) 共済制度に関する事。
- (12) その他厚生に関する事。

(学術振興)

第6条 学術においては、次の事務を司る。

- (1) 学術検査部門に関する事。
- (2) 前号の部門の区分は、別表1の通りとする。
- (3) 部門毎に委員の互選によって次の役員をおく。
1)部門長1名、2)副部門長1名、3)会計1名、4)委員若干名
※ 委員が10名以上の時は、副部門長を2名おける。
- (4) 委員は理事会の承認を必要とし、任期は当該年度とする。
- (5) 部門長が任期途中で辞任もしくは欠けたときは、副部門長がその職務を代行する。部門長以外の委員が任期途中で辞任もしくは欠けたときは、委員の互選によって次の役員をおく。任期は前任者の残任期間とする。
- (6) 学術研究調査および学会に関する事。
- (7) 研修会、講習会の開催に関する事。
- (8) 内外学術団体との交流に関する事。
- (9) 定款第4条に定める事業。
- (10) 滋賀県医学検査雑誌に関する事。
- (11) いぶき賞に関する事。
- (12) その他学術に関する事。

別表1 学術検査部門区分 (順不同)

臨床免疫化学部門	臨床生理部門	臨床血液部門
輸血・細胞治療部門	臨床一般部門	臨床微生物部門
病理・細胞部門	検体総合管理部門	遺伝子・染色体部門
滋賀県医学検査編集委員会		

(精度保証事業)

第7条 精度保障事業においては、次の事務を司る。

- (1) 臨床検査精度管理事業に関すること。
- (2) 前号の部会の区分は、別表 2 の通りとする。
- (3) 部会毎に委員の互選によって次の役員をおく。
1)部会長 1 名、2)副部会長 1 名、3)会計 1 名、4)委員若干名
- (4) 部会長が任期途中で辞任もしくは欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。部会長以外の委員が任期途中で辞任もしくは欠けたときは、委員の互選によって次の役員をおく。任期は前任者の残任期間とする。
- (5) 臨床検査精度管理の調査研究に関すること。
- (6) 臨床検査精度管理の指導に関すること。
- (7) その他臨床検査精度管理に関すること。

別表 2 精度管理部門区分 (順不同)

免疫化学部会	生理部会	血液部会
輸血部会	一般部会	微生物部会
病理部会	細胞部会	

(公益活動事業)

第8条 公益活動においては、次の事務を司る。

- (1) 臨床検査技師の業務や日本臨床検査技師会の啓発に関すること。
- (2) 衛生思想の普及のための、公開研修等に関すること。
- (3) 県民、地域住民のための、健康イベントなどの企画、参画に関すること。
- (4) その他公益活動に関すること。
- (5) 公益活動を円滑に推進するため、互選により公益活動推進委員をおく。委員は若干名とする。
- (6) 公益活動推進委員は理事会の承認を必要とし、任期は当該年度とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、令和 2 年 5 月 8 日開催理事会での承認を得て一部改正し、同日より施行する。